

第50号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年11月5日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会規則第五号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に改める。

第二条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第九条の二第二号中「一箇月」を「一月」に改め、「、若しくは失職し」を削る。

第十条第二号、第十一条及び第十二条第二号中「、若しくは失職し」を削る。

付 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。



幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （支給対象外職員）</p> <p>第二条 条例第三十条第一項前段の文京区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める職員（同条第五項において準用する条例第二十八条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一 条例第三十条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第四号</u>又は第八条の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>二～十三（略）</p> <p>2 条例第三十条第一項後段の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一 退職し、又は死亡した日において前項第二号から第十三号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>二（略）</p> <p><u>三～五</u>（略）</p> <p>第三条～第八条（略）</p> <p>第九条（略） （勤勉手当基礎額の意義）</p>	<p>第一条（略） （支給対象外職員）</p> <p>第二条 条例第三十条第一項前段の文京区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める職員（同条第五項において準用する条例第二十八条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一 条例第三十条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第五号</u>又は第八条の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>二～十三（略）</p> <p>2 条例第三十条第一項後段の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第二号から第十三号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>二（略）</p> <p><u>三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員（法第十六条第一号に該当して職を失った職員を除く。）</u></p> <p><u>四～六</u>（略）</p> <p>第三条～第八条（略）</p> <p>第九条（略） （勤勉手当基礎額の意義）</p>

第九條の二 条例第三十條第二項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

- 一 (略)
- 二 基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

三～六 (略)

2 (略)

(給与月額の意味)

第十條 条例第三十條第二項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次の各号に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

- 一 (略)
- 二 基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額

三～六 (略)

2 (略)

(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)

第十一條 条例第三十條第四項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員)については、退職し、又は死亡した日の前日)における別表第三上欄に掲げる

第九條の二 条例第三十條第二項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

- 一 (略)
- 二 基準日前箇月以内に退職し、若しくは退職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

三～六 (略)

2 (略)

(給与月額の意味)

第十條 条例第三十條第二項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次の各号に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

- 一 (略)
- 二 基準日前一月以内に退職し、若しくは退職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額

三～六 (略)

2 (略)

(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)

第十一條 条例第三十條第四項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前一月以内に退職し、若しくは退職し、又は死亡した職員)については、退職し、若しくは退職し、又は死亡した日の前

職員の区分とし、同項の職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、同表上欄に掲げる職員の区分に応じ、同表下欄に定める割合とする。

(給料月額及び地域手当の意義)

第十二条 条例第三十条第四項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額は、次の各号に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

一 (略)

二 基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

三～六 (略)

2 (略)

第十三条～第十五条

付則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

日)における別表第三上欄に掲げる職員の区分とし、同項の職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、同表上欄に掲げる職員の区分に応じ、同表下欄に定める割合とする。

(給料月額及び地域手当の意義)

第十二条 条例第三十条第四項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額は、次の各号に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

一 (略)

二 基準日前一月以内に退職し、若しくは退職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

三～六 (略)

2 (略)

第十三条～第十五条

